

○国立大学法人埼玉大学における研究費の不正使用 の防止等に関する規則

〔 平成19年10月25日
規則第83号 〕

改正	平成20. 3. 1	19規則97	平成20. 9. 25	20規則93
	平成25. 3. 26	24規則69	平成27. 1. 22	26規則27
	平成28. 9. 29	28規則9	令和4. 2. 17	3規則26
	令和4. 3. 17	3規則40	令和5. 3. 16	4規則69

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 研究費の不正使用の防止に係る体制及び責務（第3条－第7条）
- 第3章 研究費不正使用防止計画等（第8条－第10条）
- 第4章 通報等の受付（第11条－第14条）
- 第5章 通報者及び被通報者の取扱い（第15条－第18条）
- 第6章 通報等に係る事案の調査（第19条－第34条）
- 第7章 認定後の措置（第35条－第39条）
- 第8章 内部監査（第40条・第41条）
- 第9章 雜則（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用の防止及び研究費の不正使用が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において「役職員等」とは、本学の役員及び教職員（非常勤教職員を含む。）、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）をいう。

- 2 この規則において「研究費」とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。
- 3 この規則において「研究費の不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用することをいう。ただし、故意若しくは重大な過失によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合は、研究費

の不正使用には当たらないものとする。

- 4 この規則において「コンプライアンス教育」とは、研究費の不正使用を事前に防止するために、本学が研究費の運営及び管理に関わる全ての役職員等に対し、自身が取り扱う研究費の使用ルール及びそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのか等を理解させることを目的として実施する教育をいう。
- 5 この規則において「啓発活動」とは、研究費の不正使用を起こさせない組織風土を形成するために、本学が全ての役職員等に対し、不正防止に向けた意識の向上及び浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。
- 6 この規則において「部局」とは、各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部、教育学部附属学校及び事務局をいう。

第2章 研究費の不正使用の防止に係る体制及び責務

(最高管理責任者)

第3条 本学に、本学における研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止に関し最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費不正使用防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知するとともに、それらを実施するための必要な措置を講じるものとする。なお、基本方針の策定及び見直しに当たっては、役員会において審議するものとする。
- 3 最高管理責任者は、研究費の不正使用が生じた場合には、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者と連携し、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。
- 4 最高管理責任者は、自ら研究費の不正使用の防止に向けた取組を促す等の様々な啓発活動を定期的に行い、役職員等の意識の向上及び浸透を図るものとする。
- 5 最高管理責任者は、前3項の責務を遂行するに当たり、必要に応じて、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。
- 6 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを發揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学における研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止に関し本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、総務・財務・施設担当の理

事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、前項の責務を遂行するに当たり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、本学全体における対策の実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、本学における研究費の適正な運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止のために、コンプライアンス教育及び啓発活動等の具体的な計画を策定及び実施する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各部局における研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止に関し実質的な権限と責任を有する者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)を置き、各部局の長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の責務を遂行するに当たり、統括管理責任者の指示の下、部局における対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。また、前条第3項により実施されるコンプライアンス教育の受講状況の管理監督及び定期的な啓発活動を実施する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、部局の役職員等の研究費の管理及び執行等についてモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、コンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を指名することができる。この場合は、副責任者の責務の範囲を明確にしなければならない。

(部局の協力義務)

第6条 第22条に定める予備調査及び第23条に定める本調査(以下「調査」という。)の対象となる部局(過去に役職員等として部局に所属し、第15条第3項に定める被通報者となった者の所属していた当時の部局を含む。以下同じ。)は、調査の円滑な実施のために、当該調査を行う者に対して積極的に協力しなければならない。

- 2 部局は、調査を実施する上で必要な書類等の提出を求められたときは、正当な理由なくこれを拒むことができない。

(役職員等の責務)

第7条 役職員等は、研究費を適正に使用するとともに、研究費の不正使用を行ってはならない。

- 2 役職員等は、この規則及びその他関係法令等を遵守するとともに、コンプライアンス推進責任者及び副責任者の指示に従わなければならない。
- 3 役職員等のうち、研究費の運営、管理及び執行に関わるすべての者は、統括管

理責任者が実施するコンプライアンス教育に参加しなければならない。

4 前項のコンプライアンス教育に参加した役職員等は、前各項の責務及び第38条第1項の処分の認識の証として、最高管理責任者に対し別に定める誓約書を提出しなければならない。なお、誓約書の提出がない場合は、競争的資金等への申請を認めないほか、研究費の運営、管理及び執行に関わることができない。

5 役職員等は、調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

第3章 研究費不正使用防止計画等

(研究費不正使用防止推進室)

第8条 最高管理責任者の下に、全学的観点から研究費不正使用の防止を推進するため、研究費不正使用防止推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 前項に定める組織に関し必要な事項は、別に定める。

(研究費不正使用防止計画)

第9条 統括管理責任者及び推進室は、基本方針に基づき本学全体の具体的な研究費の不正使用防止対策のうち最上位のものとして、研究費の不正使用防止計画（以下「研究費不正使用防止計画」という。）を策定し、進捗管理に努める。なお、研究費不正使用防止計画の策定及び見直しに当たっては、役員会において審議するものとする。

2 研究費不正使用防止計画の策定に当たっては、推進室は監査室と連携し、研究費の不正使用を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を把握し、本学全体の状況を体系的に整理及び評価し、不正発生要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容とする。

3 研究費不正使用防止計画は、不正発生要因に応じて隨時見直しを行い、効率化・適正化を図るものとする。

(研究費不正使用防止計画の実施)

第10条 各部局は、推進室と連携及び協力しつつ主体的に研究費不正使用防止計画を実施するものとする。

第4章 通報等の受付

(通報窓口)

第11条 本学における研究費の不正使用に関する通報（以下「通報」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を総務部に置く。

2 通報窓口に職員を置き、総務部の職員をもって充てる。

3 通報窓口は、通報に関する事前又は事後の相談を受け付けることができる。

(通報処理体制等の周知)

第12条 統括管理責任者は、通報窓口の名称、場所、連絡先、通報の方法その他

必要な事項を本学内外に周知する。

(通報の受付)

第13条 研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、通報をすることができる。

- 2 通報の方法は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談などにより、直接通報窓口に行うものとする。
- 3 通報は、原則として、顕名により、研究費の不正使用を行ったとする役職員等・研究グループ等の氏名又は名称、研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 4 通報窓口は、前項の一部又は全部に不備があるときは、当該通報の内容について、通報を行った者（以下「通報者」という。）に対して確認又は補正の指示をすることがある。
- 5 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告とともに、通報を受け付けた旨を当該通報者に通知する。この場合において、書面、ファクシミリ及び電子メール以外の方法で、通報を受け付けたときは、当該通報者に口頭で受け付けた旨を連絡することにより通知を省略するものとする。
- 6 統括管理責任者は、前項前段の報告を受けたときは、第2項から第3項までの規定による通報の要件の具備を確認の上、速やかに当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。
- 7 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者その他必要な者を指名し、当該通報の受理及び当該通報された事案に係る予備調査の実施の要否を協議の上、決定する。この場合において、この規則に定める研究費の不正使用以外の通報内容については、当該関係する部署等に移送するものとし、本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関等に当該通報内容について通知するものとする。
- 8 最高管理責任者は、当該通報内容が法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に連絡するものとする。
- 9 通報の受付及び調査を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

(匿名通報等の取扱い)

第14条 前条に定めるもののほか、匿名による通報があった場合は、通報内容に応じ、顕名による通報に準じた取扱いをすることができる。

- 2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティその他の機関等から研究費の不正使用の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ、顕名による通報に準じて取り扱うものとする。

第5章 通報者及び被通報者の取扱い

(秘密保持等)

第15条 通報窓口の職員は、通報内容及び通報者の秘密を守るため、通報を受け付ける場合は、個室での面談又は電話若しくは電子メール等を通報窓口の担当職員以外に見聞できないように、適切な方法を講じなければならない。

- 2 通報窓口の職員及びこの規則に定める業務に携わる者は、業務上知ることでできた秘密を漏らしてはならない。役職員等でなくなった後も、同様とする。
- 3 最高管理責任者は、通報者、当該通報の対象となった役職員等（以下「被通報者」という。）、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得た上で、調査中にかかわらず当該通報に係る事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 5 統括管理責任者は、通報者及び被通報者に通知をするときは、通報者、被通報者及び当該調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第16条 コンプライアンス推進責任者は、通報をしたことを理由として、当該通報者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 役職員等は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）、国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則（以下「非常勤教職員就業規則」という。）その他関係諸規程に従って、処分を課すことがある。

(悪意に基づく通報)

第17条 何人も、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報を行ってはならない。

- 2 学長は、前項の通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必

要な措置を講じることがある。

(解雇の禁止等)

第18条 学長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇（労働者派遣契約その他の契約に基づき、本学の業務に従事する者にあっては、当該契約の解除。以下同じ。）、配置換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

第6章 通報等に係る事案の調査

(調査を行う機関)

第19条 本学に所属（どの研究機関等にも所属していないが、専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）する役職員等を被通報者として、第13条の通報があった場合、原則として、本学が通報された事案に係る調査を行う。

2 被通報者が複数の研究機関等に所属する場合は、原則として、被通報者が通報された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関等が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関及び調査に参加する機関については、関係機関間において、通報された事案の内容等を考慮して対応するものとする。

3 現に本学に所属する被通報者が本学と異なる研究機関等で行った研究等に係る通報があった場合は、本学と研究等が行われた研究機関等とが合同で、通報された事案に係る調査を行う。

4 被通報者が、本学を既に離職している場合は、現に所属する研究機関等が、本学と合同で、通報された事案に係る調査を行う。この場合において、被通報者が本学を離職後、どの研究機関等にも所属していないときで、通報された事案に係る研究等を本学で行っていたときは、本学が通報された事案に係る調査を行う。

5 本学は、前各項により通報された事案に係る調査を行うこととなった場合は、被通報者が本学に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行うものとする。

6 被通報者が、予備調査開始のとき及び通報された研究等を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関等にも所属していないかった場合又は調査を行うべき研究機関等による調査の実施が極めて困難であると、通報に係る資金配分機関が特に認めた場合において、当該資金配分機関から調査協力を求められたときは、本学は誠実に協力するものとする。

7 本学は、他の研究機関等、当該資金配分機関又は研究者コミュニティに、調査の一部又は全部を委託することができる。

(予備調査の実施の要否の決定及び通知)

第20条 統括管理責任者は、第13条第7項の規定により、当該通報された事案に係る予備調査の実施が決定された場合は、当該通報者にその旨通知するとともに、より詳細な情報提供及び当該通報された事案に係る調査への協力依頼がある旨を併せて通知するものとする。また、予備調査を実施しないときは、その理由を付して通知するものとする。

2 最高管理責任者は、第13条第7項の規定により、予備調査を実施することを決定した場合は、資金配分機関に対して予備調査を実施する旨通知する。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても予備調査を実施する旨通知するものとする。

3 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われようとしている、又は研究費の不正使用を求められているという通報については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、当該通報に係る被通報者に対して研究費の不正使用を行わないよう警告を行うものとする。

(職権による調査)

第21条 最高管理責任者は、通報の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報が提供され、研究費の不正使用があると疑われる場合は、当該事案に係る予備調査の開始を統括管理責任者に命ずることができる。

(予備調査の実施等)

第22条 統括管理責任者は、第13条第7項の規定により、当該通報された事案に係る予備調査の実施が決定されたとき又は前条の規定により情報が提供され、予備調査の開始を命ぜられたときは、当該通報又は提供（以下「通報等」という。）された事案に係る予備調査を迅速かつ公正に行う。

2 統括管理責任者は、予備調査を行うため、役職員等その他必要と認める者からなる予備調査委員会を設置する。この場合において、予備調査委員会は、統括管理責任者が指名する者を委員として組織する。

3 予備調査委員会は、予備調査の対象となる部局に対して関係資料の提出、事実の証明その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、次の各号に掲げる事項について関係者のヒアリングを行い、通報等の内容の調査可能性等の予備調査を実施する。

(1) 通報等された研究費の不正使用が行われた可能性に関すること。

(2) その他予備調査委員会が必要と認める事項に関すること。

4 統括管理責任者は、最高管理責任者から指示された日時までに前項の予備調査

の結果を最高管理責任者に報告する。

(本調査実施の要否の決定及び通知)

第23条 最高管理責任者は、前条第4項の報告に基づき、通報等を受理した日から起算して30日以内に、当該通報等された事案に係る本調査を実施するか否かを決定するとともに、本調査実施の要否を当該資金配分機関に報告する。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても本調査実施の要否を通知するものとする。

- 2 統括管理責任者は、前項により本調査を実施することが決定された場合は、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 3 統括管理責任者は、第1項により本調査を実施しないことが決定された場合は、その理由を付して当該通報者に通知する。
- 4 統括管理責任者は、本調査を実施しないときは、予備調査に係る資料等を保存するものとし、当該資金配分機関又は通報者の求めに応じ、開示することができるものとする。
- 5 本調査は、第1項による本調査の実施の決定された日から起算して14日以内に開始するものとする。

(本調査の実施)

第24条 統括管理責任者は、前条第1項により、本調査を実施することが決定された場合は、本調査を行う。この場合において、本調査に当たっては、調査方針、調査対象及び方法等について当該資金配分機関に報告、協議しなければならないほか、通報者が了承したときを除き、本調査の関係者以外の者及び被通報者に通報者が特定されないよう配慮するものとする。

- 2 統括管理責任者は、本調査を行うため、役職員等及び本学に所属しない第三者からなる調査委員会を設置する。この場合において、調査委員会は、当該通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから、統括管理責任者が指名する者を委員として組織する。
- 3 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名・所属を通報者及び被通報者に通知する。
- 4 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に書面により、統括管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議申立てをすることができる。
- 5 統括管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 6 調査委員会は、指摘された当該研究に係る各種伝票、証拠書類、申請書等の関

係書類の精査、関係者のヒアリング等により本調査を行う。

7 調査委員会は、本調査の実施に当たり、被通報者に対して弁明の機会を与えるべきなければならない。

8 調査委員会の本調査に対し、通報者、被通報者その他当該通報等された事案に関係する者は誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第25条 本調査の対象は、通報等された事案に係る研究費のほか、調査委員会の判断により本調査に関連した被通報者の他の研究費を含めることができる。

(証拠の保全)

第26条 調査委員会は、本調査に当たって、通報等された事案に係る研究費に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとる。この場合において、研究等が行われた研究機関等が本学でないときは、調査委員会は、通報等された事案に係る研究費について、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとるように当該研究機関等に依頼するものとする。

2 調査委員会は、証拠となる資料、関係書類等の入手が困難又は隠蔽が行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で通報等された事案に係る研究活動の停止、本調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器・資料の保全措置をとることができ。この場合において、当該措置をとるに当たっては、当該部局にその旨通知するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

(本調査の中間報告)

第27条 最高管理責任者は、通報等された事案に係る資金配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第28条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報等に関する研究費の不正使用に係る疑惑を晴らそうとするときは、当該研究費の使用が適正な方法及び手続に則って行われたことを、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

2 調査委員会は、前項の説明責任の程度については、関係書類の保存状況等に応じて、判断するものとする。

(認定)

第29条 調査委員会は、前条第1項により被通報者が行う説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的

に判断して、研究費の不正使用か否かの認定を本調査開始後90日以内に行う。この場合において、被通報者の研究体制、研究費の使用状況等さまざまな点から故意性を判断するものとする。

- 2 調査委員会は、前項に規定する認定に当たり、被通報者の自認を唯一の証拠として研究費の不正使用と認定することはできない。
- 3 調査委員会は、前2項に規定する認定において、研究費の不正使用が行われたものと認定したときは、その内容、研究費の不正使用に関与した者及びその関与の度合、不正に使用された研究費の額を認定するものとする。
- 4 調査委員会は、前各項に規定する認定において、研究費の不正使用が行われなかつたと認定した場合で、本調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 統括管理責任者は、前各項の認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者にその結果を報告する。

(調査結果の通知)

第30条 最高管理責任者は、前条第5項の報告を基に、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究費の不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。この場合において、通報者及び被通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て及び再調査)

第31条 第29条の規定により研究費の不正使用が行われたものと認定された被通報者及び悪意に基づく通報をしたものとして認定された通報者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、統括管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に係るものであるときは、前条に規定する通知を受けた日から起算して14日以内にその理由を付して、最高管理責任者に対して不服申立てを行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合は、不服申立ての対象となった調査委員会委員に代えて、他の者を委員とすることができます。
- 4 統括管理責任者は、不服申立てがあった場合は、調査委員会において、当該不服申立ての審査を行う。
- 5 統括管理責任者は、研究費の不正使用があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てがあった場合は、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、

不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを調査委員会に諮り、速やかに決定する。

- 6 統括管理責任者は、前項の不服申立てについて、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立てを行った者（以下「申立者」という。）に通知する。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、統括管理責任者は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 7 統括管理責任者は、再調査を行う決定をした場合は、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立者に通知し、前条に規定する調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。この場合において、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。
- 8 統括管理責任者は、前項後段の場合においては、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立者に対して当該決定を通知する。
- 9 統括管理責任者は、被通報者から研究費の不正使用の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 10 統括管理責任者は、再調査を開始した場合は、30日以内に、調査委員会において前条に規定する調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該結果を被通報者及び通報者通知する。
- 11 統括管理責任者は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合は、最高管理責任者に報告するとともに、被通報者に通知する。
- 12 統括管理責任者は、前項の申立てについては、30日以内に調査委員会において再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、当該結果を通報者及び被通報者に通知する。

（調査結果の報告等）

第32条 最高管理責任者は、第30条に規定する調査結果の通知後、通報者及び被通報者から不服申立てがなく、その内容が確定した場合、又は前条第1項に規定する不服申立てに対し、同条第10項及び第12項の決定が行われた場合は、不正発生要因、不正等に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、第37条第2項による是正措置等を含む報告書を作成のうえ、通報等を受理した日から起算して210日以内に当該資金配分機関に報告するものとする。なお、当該期限までに調査を完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に提出しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該資金分配機関に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、最高管理責任者は、本調査が継続中であっても、資金分配機関から当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査を求められた場合は、本調査に支障がある等正当な理由があるときを除き、これを拒むことができない。

(調査結果の公表)

第33条 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、研究費の不正使用に関与した者の氏名・所属、研究費の不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われなかつたとの認定があつた場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合は、調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、研究費の不正使用は行われなかつたこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報の認定がされたときは、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第34条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報等された研究費の支出停止等必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、資金分配機関から、被通報者の当該研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、必要な措置を講じる。

第7章 認定後の措置

(研究費の使用中止)

第35条 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われたとの認定がされた場合は、研究費の不正使用への関与が認定された者に対して直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

(措置の解除等)

第36条 最高管理責任者は、研究費の不正使用は行われなかつたと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究費の不正使用は行われなかつたと認定された場合は、当該事案において研究費の不正使用が行われなかつた旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、当該事案が調査関係者以外に漏洩しているときは、調査関係者以外にも周知する。
- 3 前2項に定めるもののほか、最高管理責任者は、研究費の不正使用を行わなかつたと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学に所属する者であるときは、学内規程に基づき、懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとり、その結果を公表する。
- 5 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学以外の機関に所属する者であるときは、当該者の所属する機関に対して適切な処置を行うように求めることができる。

(是正措置等)

第37条 統括管理責任者は、本調査の結果、研究費の不正使用が行われたものと認定した場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じる必要がある旨の申出を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の申出に基づき、当該コンプライアンス推進責任者に対して是正措置等を講じる旨を命ずるとともに、必要に応じて全学的な是正措置等を講じるものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、前項の命により是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項により講じた是正措置等及び前項により報告を受けた是正措置等の内容を当該通報者に対して通知するものとする。

(処分等の措置)

第38条 学長は、本調査の結果、研究費の不正使用と認定された場合は、当該研究費の不正使用に関与した者に対して教職員就業規則、非常勤教職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項により処分を課したときは、当該資金配分機関に対して処分内容等を報告する。
- 3 第3条から第5条に定める各責任者は、自身の管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、処分の対象となる。この場合における処分は、前2項に準じて取り扱うものとする。
- 4 学長は、研究費の不正使用が行われたと認定した場合で、その内容が私的な流

用を含んでいる等悪質なものであると認めたときは、必要に応じて刑事告発、民事訴訟等の法的措置を講ずるものとする。

(関係機関への通知)

第39条 最高管理責任者は、調査を開始したとき、研究費の不正使用として認定されたときその他必要な都度、当該不正行為に係る資金配分機関以外の関係機関に対して当該不正行為の内容、調査結果、是正措置等、処分内容等について通知するものとする。

第8章 内部監査

(内部監査体制)

第40条 本学における研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止等に関する監査（以下「内部監査」という。）は、監査室及び国立大学法人埼玉大学内部監査規則（以下「内部監査規則」という。）第7条第2項に規定する学長が命じる監査員が実施する。

2 前項の規定は、監事及び外部機関による研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止等に関する監査を妨げるものではない。

(内部監査の実施)

第41条 内部監査は、内部監査規則に基づき実施する。

2 前項に定めるもののほか、内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止等の体制整備等について改善を重視した監査を行うこと。
- (2) 推進室等との連携により、不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこと。
- (3) 監事及び会計監査人との連携を強化した監査を行うこと。

第9章 雜則

(事務)

第42条 この規則に関する事務は、財務部財務課において処理する。

(雑則)

第43条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20. 9.25 20規則93)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成25. 3.26 24規則69)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 1.22 26規則27)

この規則は、平成27年1月22日から施行する。

附 則 (平成28. 9.29 28規則9)

この規則は、平成28年9月29日から施行し、平成28年9月15日から適用する。

附 則 (令和4. 2.17 3 規則26)

この規則は、令和4年2月17日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3 規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 3.16 4 規則69)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。